

球磨川治水対策協議会
第4回 整備局長・知事・市町村長会議
説明資料

球磨川治水対策協議会の検討状況

令和元年11月13日

国土交通省 九州地方整備局
熊 本 県

球磨川治水対策協議会の開催経緯、検討の進め方

「ダムによらない治水を検討する場」第1回(平成21年1月13日)～第12回(平成27年2月3日) (本会議12回・幹事会5回開催)

- 知事の表明を受け、「『地域の宝』である球磨川において、ローカルな価値観を反映した川づくりを行うために、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について、極限まで検討し、地域の安全に責任を負う者の中で認識を共有すること」を目的に「ダムによらない治水を検討する場」を設置し、現実的な対策を最大限積み上げたが、対策の実施によって達成可能な治水安全度は全国の直轄管理区間の河川整備計画の目標と比較して低い水準にとどまるとの検討結果を得た。
- この検討結果を踏まえ、治水安全度の確保に向けて、新たな協議会を設置するとの共通認識がとりまとめられた。
- 新たな協議会では、検討状況を踏まえ、整備局長、知事、市町村長が協議する場を設け、毎年1回は開催することとし、また、検討に当たっては、市町村議会や住民の意見を聴くこととした。



「球磨川治水対策協議会」

第1回球磨川治水対策協議会 (平成27年3月24日)

- 協議会の進め方や検討事項、中期的に達成すべき治水安全度の目標を戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させる治水安全度とすること等を説明し、出席者の了解を得た。



第2回球磨川治水対策協議会 (平成27年7月7日)

- 昭和40年7月洪水の概要、治水対策案の検討の考え方(対策の視点(対応A、対応B)、対策手段(9対策)等)、ダムによらない治水を検討する場で積み上げた対策の実施状況について説明し、出席者間で共通の認識を得た。



第3回球磨川治水対策協議会 (平成27年11月9日)

- 【対応A】の「引堤」、「河道掘削等」、「堤防強化」をそれぞれ個別に実施した場合の検討状況について説明した。
- 出席者からは、引堤による家屋や温泉、人吉城跡などへ相当の影響や補償内容による実現性を危惧、中流部の歴史的、文化的に重要な瀬を変えない対策、上流の改修による下流への影響を懸念等の意見を頂いた。



川内川現地調査 (平成28年1月12日) 引堤・ダム再開発・分水路・輪中堤事例を視察

第4回球磨川治水対策協議会（平成28年1月19日）

- 【対応B】の「遊水地」、「ダム再開発」、「放水路」をそれぞれ個別に実施した場合の検討状況について説明した。
- 出席者からは、遊水地の受益地は下流域で上下流の認識が一致できるか危惧、ダム再開発は更なる移転家屋が発生し地域住民の理解が得られないと危惧、放水路は放流口の下流への影響を危惧等の意見を頂いた。

「球磨川治水対策協議会 第1回 整備局長・知事・市町村長会議」（平成28年2月2日）

- 第4回までの協議会の検討状況、「検討する場」で積み上げた対策の進捗状況等について報告した。
- 出席者からは、一刻も早い治水安全度の向上を望む、過去に実施された宅地のかさ上げなども無駄にならないように検討して頂きたい等の意見を頂いた。

第5回球磨川治水対策協議会（平成28年10月26日）

- 【対応B】の「流域の保全・流域における対策」、「【その他】の「宅地のかさ上げ等」、「輪中堤」および川辺川筋の対策（引堤、河道掘削等、堤防強化）をそれぞれ個別に実施した場合の検討状況について説明した。
- 出席者からは、川辺川の左右岸の住宅や優良農地の殆どが移転する状況は避けたい等の意見を頂いた。

第6回球磨川治水対策協議会（平成28年12月26日）

- 9つの治水対策案のまとめと、実施予定のパブリックコメントについて説明した。
- 出席者からは、引堤や堤防嵩上げは景観上のコンセンサスを危惧、遊水地は優良農地の消失を危惧、ダム再開発は農家の理解や農業振興の悪影響を危惧等の意見を頂いた。

パブリックコメント（平成29年1月6日～2月6日） 9対策を個別に実施した場合の対策案について

第7回球磨川治水対策協議会（平成29年3月21日）

- 意見募集の結果を踏まえた9つの治水対策案のとりまとめ、治水対策の組み合わせ（案）の考え方について説明した。
- 出席者から上流の対策で洪水が一気に流下することを危惧等の意見を頂き、9つの治水対策のいずれかを単独で実施した場合には、目標とする治水安全度（戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水）に達しないとの共通認識を得た。

「球磨川治水対策協議会 第2回 整備局長・知事・市町村長会議」(平成29年3月22日)

- 第5～7回までの協議会の検討状況、「検討する場」で積み上げた対策の進捗状況等について報告した。
- 出席者からは、実現可能な対策を協議・検討すべき等の意見を頂いた。

第8回球磨川治水対策協議会 (平成30年2月20日)

- 治水対策の組み合わせ案の検討方針(考え方、評価方法)として以下を説明し出席者間で共通認識を得た。
 - ・第7回までに検討してきた対策に加え、意見募集で提案があった対策や今後協議会で提案された対策を対象とする。
 - ・組み合わせ案については有利と思われる対策を事務局が選定し組み合わせを複数案立案する。
 - ・各課題軸の評価についても、事務局で評価案を作成し、可能な限り定量的に記載し、困難なものは定性的に記載する。
 - ・総合的な評価は、協議会で議論して共通認識とする。

「球磨川治水対策協議会 第3回 整備局長・知事・市町村長会議」(平成30年3月28日)

- 第8回協議会の検討状況、「検討する場」で積み上げた対策の進捗状況等について報告した。
- 出席者からは、一刻も早い治水対策の検討が望まれている等の意見を頂いた。

第9回球磨川治水対策協議会(令和元年6月7日)

- 複数の治水対策の組み合わせ案の立案と課題整理の軸ごとの評価案について説明し、出席者に意見を頂いた。
- 検討結果に対する各市町村の意見の整理をお願いした。

各市町村への意見照会(令和元年7月4日～31日、令和元年9月30日～10月18日) 第9回協議会で提示した検討結果について

「球磨川治水対策協議会 第4回 整備局長・知事・市町村長会議」(今回)

- 複数の治水対策の組み合わせ案の立案と課題整理の軸ごとの評価案の説明
- 第9回協議会の説明内容についての主な意見の報告

治水対策の組み合わせ案の立案と評価方法 に関する共通認識

組み合わせ案の検討に至った背景

第7回までの協議会で、考え得る全ての治水対策案(新設ダムを除く)を検討した結果、「9つの治水対策のいずれかを単独で実施した場合には、目標とする治水安全度(戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水)に達しない」との共通認識を得たことを踏まえ、今後、治水対策の組み合わせ案を検討することとなった。



治水対策の組み合わせ案の検討方針に関する共通認識(第8回協議会)

〈検討対象とする対策〉

- 引堤(右岸、左岸、両岸※)、河道掘削等、堤防嵩上げ(土堤と特殊堤の構造の堤防、コンクリートと鋼矢板による構造の堤防※)、遊水地(掘り込み式、地下遊水地※)、ダム再開発、放水路(ルート1、ルート2、ルート3、ルート4 ※)、宅地のかさ上げ等、輪中堤とする。

※第8回協議会で新たに検討対象として追加した対策。

〈組み合わせ案の考え方〉

- 組み合わせ案は、「地形特性や沿川の背後地状況」から分割した6つの区間に分けて検討する(球磨川:中流部、人吉地区、上流部、川辺川:直轄管理区間、県管理区間下流部、県管理区間上流部)。
- 8つの治水対策案のうち引堤、河道掘削等、堤防嵩上げ、遊水地、ダム再開発、放水路を中心(中心対策案)とし、目標とする治水安全度に達しない区間は他の対策案で補完(補完対策案)する。
- 補完対策案については、組み合わせも考慮する(複数の対策で補完することもあり得る)。

〈治水対策の組み合わせ案の立案・評価方法〉

- 複数の治水対策の組み合わせ案を立案し、安全度(被害軽減効果)、概算事業費、概ねの工期、実現性、維持管理(持続性)、環境、地域社会への影響、将来の拡張性(柔軟性)の課題整理の軸ごとに評価を行う。
 - 事務局で、各対策のうち有利と思われる対策(複数の場合あり)を選定し組み合わせを複数案立案した上で、本協議会における議論を踏まえ、適宜、追加・修正する。

- 課題整理の軸ごとの評価は、可能な限り定量的に記載し、困難なものは定性的に記載する。
 - 事務局で、各組み合わせ案について課題整理の軸ごとの評価案を作成した上で、本協議会における議論を踏まえ、適宜、追加・修正する。

- 課題整理の軸ごとの評価を踏まえ、総合的な評価は、協議会で議論して共通認識とする。

今回の説明資料の構成

1. 同一の対策案で複数の手法がある対策案の選定(説明資料-3)

- 同一の対策案で複数の手法がある対策案について、対策実施による治水上の影響、概算事業費、さらに実現性や地域社会への影響を懸念する意見等を踏まえ組み合わせ案を検討するにあたり有利と思われる手法を選定する。

<同一の対策案で複数の手法がある対策案>

- 引堤案(右岸、左岸、両岸)
- 堤防嵩上げ案(土堤と特殊堤の構造の堤防、コンクリートと鋼矢板による構造の堤防)
- 遊水地案(掘り込み式、地下遊水地)
- 放水路案(ルート1, 2, 3, 4)

2. 補完対策案の選定(説明資料-4)

- 中心対策案ごとに、必要となる補完対策案を検討する。
- 補完対策案は、対策実施による治水上の影響、概算事業費、さらに実現性や地域社会への影響を懸念する意見等を踏まえ有利と思われる手法を選定する。

3. 複数の治水対策の組み合わせ案の立案(説明資料-5)

- 中心対策案と選定した補完対策案による複数の治水対策の組み合わせ案を立案する。

4. 複数の治水対策の組み合わせ案の課題整理の軸ごとの評価(説明資料-6)

- 立案した複数の治水対策の組み合わせ案について、安全度(被害軽減効果)、概算事業費、概ねの工期、実現性、維持管理(持続性)、環境、地域社会への影響、将来の拡張性(柔軟性)の課題整理の軸ごとの評価(案)の作成を行う。
- 課題整理の軸ごとの評価は可能な限り定量的に記載し、困難なものは定性的に記載する。